

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第33回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年2月25日（火）10：30～11：07
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、島村 博之、
菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

今林 顯一（郵政行政部長）、椿 泰文（郵政行政部企画課長）、
山碕 良志（郵便課長）、藤野 克（貯金保険課長）、
三浦 文敬（信書便事業課長）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

ア 国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可について【諮問第1094号】

イ 郵便約款の変更の認可について【諮問第1095号】

ウ 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに
信書便管理規程の変更の認可について【諮問第1096号～1098号】

開 会

○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会（第33回）を開催いたします。

本日は、委員9名中8名が出席予定でありまして、今、お一人、後ほどおいでになるかと思いますが、定足数に達しておりますので、開催させていただきたいと思っております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、一部非公開にて行います。

したがいまして、傍聴の方々には、非公開とする議題におきましては、本室のご退室をお願いすることがありますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

会議に先立ちまして、総務省におきまして人事異動がありましたので、ご紹介のほどお願いいたします。

○山碕郵便課長 郵便課長の山碕と申します。よろしく申し上げます。

○樋口分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の案件は、諮問事項3件でございます。

はじめに、諮問第1094号「国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○藤野貯金保険課長 貯金保険課長の藤野でございます。

お手元の資料、33-1と番号が振ってございますが、こちらに基づいてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、最初の33-1-1が諮問書でございまして、それから、33-1-2が認可申請書でございまして、この後の33-1-3に、この申請の概要、それから、審査結果についてまとめてございます。こちらに基づいてご説明させていただきます。

国際ボランティア貯金の寄附金配分の認可の件でご審議いただくと思うわけですが、毎年度行っておりますこの配分の認可でございまして、国際ボランティア貯金は、この経緯から申し上げますと、最初は、平成3年から全国の郵便局で行っていたものでございまして、郵政民営化に伴いまして、平成19年9月末で郵便局でのボランティア貯金の取扱い自体は終了いたしましたものでございました。

平成19年10月からは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構で、それまでの日本郵政公社から寄附金およそ20億円弱、これを引き継ぎまして、それから毎年度民間の援助団体に配分するというをやってございました。

これが昨年度、こちらの審議会でもご審議いただきましたが、平成24年度分をもちまして、この19億円余りの金額の全てについて配分が終了したものでございました。ですけれども、一旦配分したのから返還されたお金というのがございまして、つまり、実際には当初見込みほど費用がかからなかったということとか、事業が途中で終わったというもので、返還金がございまして、これが今年度500万円余りございまして、これについて今回は配分をしたいということで、認可申請があったものでございます。

1ページの一番下のところの表がございまして、25年度というのが左にございまして、けれども、配分原資額587万円とあります。実際に交付されなかった交付不能金、それ

から、返ってきた540万円、合わせて587万円を今回配分しようというものでございます。昨年度までは少なくとも1億を超える規模でございましたけれども、今回はかなり金額の額も少ないということで、配分先も非常に少なくなっております。

具体的な内容を2ページ目に記載してございます。配分団体数は3団体でございます。

具体的には、表の中の③にございますけれども、まず一番最初、パレスチナのガザ地区で活動しております日本国際ボランティアセンター、こちらは子どもの栄養改善や貧血の予防指導ということをやっております。このガザ地区というのは、5歳以下の子どもの4割以上が貧血あるいは栄養失調状態にあるということで、それを支援する活動を行っているものでございます。

それから、2つ目でございますけれども、幼い難民を考える会というところでございます。こちらは、カンボジアの全国全地域で活動を行っておるものですが、就学前の教育の充実のための保育者の方々に研修をする、あるいは、教材を配布するといった支援活動を行っております。

それから、3つ目の団体でございますけれども、シャプラニール＝市民による海外協力の会という会でございまして、こちらはバングラデシュのノルシンディ県という地域で、障害者の支援、これはリハビリの支援ですとか、それから、家族グループの支援を育てる支援ということをやっております。こういった団体に、それぞれ200万円強、あるいは、157万円といった額を配分しようということで、今回申請があったものでございます。

また、認可の対象は、この配分団体と配分額のほかに、この配分団体が守らなければならない事項として、機構が定めるものについても対象になってございます。こちらは、この同じページ、(2)に記載がございまして、例えば、目的外利用を禁止するということですね、この支援活動の目的にこのお金を使ってくださいといった事項。それから、実施計画が、例えば途中で終わったとか、あるいは、金額が少なくて済んだ場合には、機構の指示に従って、返金等の手続を執ってくださいといった事項。あるいは、この経理もしっかり管理してくださいといった事項が書いてございます。詳細は、同じ資料の中の資料1に記載がございまして、そういった事項を定めているものでございます。

では、こういった配分というのはどうやってやったかということでございますが、同じ2ページの下※のところ、実際に行った配分の方法を記載してございます。機構では、最初、要件を定めまして、公募を行っております。実際には、昨年9月2日から30日まで、配分額は少のうございますので、希望の上限額を300万円と設定しまして、そこで募集を行っております。実際にこの募集に応じてきて、応募した団体というのは、14団体あったということでございます。その14団体のうち、1団体は、継続してこの配分をこれまで5回受けているということで、なるべく多くの方々に配分しようという趣旨から、5回以上という方をここから要件で外しておりましたので、ここを除く13団体について審査をしたということでございます。これを、具体的に得点をつけまして、それで、あとは査定基準、希望額をそのまま配分するとは限りませんので、査定基準に照らして上位から金額を充てていって、3団体きたところで587万円配分しきるというようなことになったということで、このように決定したものでございます。

具体的な総務省の今回の審査については、3ページから5ページに記載してござい

すが、基本的には、適正な手続に従って行われていると認められること、それから、その結論においても、配分団体、金額において適正だと認められること、それから、4ページの下からになりますけれども、配分団体が守らなければならない事項についても適正であろうということで、認可が適当ではないかということで、ご審議をお願いしているものでございます。

本日の資料ですが、配付してございます資料に、この審査の資料のほかに、調査報告に関してございますけれども、冊子とその概要をお手元に配付させていただいております。こちらの冊子でございます。

国際ボランティア貯金制度に基づく配分というのが、昨年度で一旦終わるということで、その制度についての評価について調査研究を行ったものは、昨年ご紹介させていただきましたけれども、その補完的な内容、続編に当たるような内容をまとめたものでございます。これは昨年度からのアップデートした内容プラス、現地アンケート調査ですね。実際にこういったボランティアの活動をやっていただいた現地について、どういった状況下であるかということ調査したものでございます。

この結果の概要を6ページほどにまとめておりますが、この概要と本体を含めて公表しようと、インターネットでもアクセスしていただくような形で公表しようと考えてございます。

ご説明は以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見ございませんので、諮問第1094号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することにいたします。

○藤野貯金保険課長 すみません、分科会長、1点、補足させていただいてよろしいでしょうか。

資料の中で、33-1-4の後に、今回の配分に漏れた方々のリストというのがございます。こちらは非公表の形で扱わせていただこうと思っておりますので、このリストについては、会議の終了後に回収させていただきますので、このテーブルのところに置いていただければと思います。よろしく願いいたします。

○樋口分科会長 それでは、資料33-1の一番最後につけられています、この冊子については、会議後回収ということでお願いいたします。

次に、諮問第1095号「郵便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○山碕郵便課長 郵便課長の山碕と申します。よろしく願いいたします。

資料33-2をごらんください。「郵便約款の変更の認可について」という資料でございます。

冒頭諮問書等を添付しておりますが、5枚ほどおめくりいただきまして、右肩に説明資料と書かれました資料、ここ以降の資料に基づきましてご説明いたします。

1 ページをごらんください。第 1、郵便約款の認可についてと書かれたページでございます。今回審議をお願いしたのは、郵便約款といいまして、郵便の役員に関する具体的な提供条件を定めたものでございます。これを変更する場合には、2 ですが、総務大臣の認可が必要ということになっておりまして、3、その場合に、総務大臣は認可を行うにあたり、当審議会に諮問するということになっておりまして、今回諮問を行うものでございます。

2 ページをごらんください。今回、日本郵便株式会社から申請のあった内容でございます。1 の概要をごらんください。今年の 3 月末をもちまして、「エクスパック」という商品の引受けを終了する方針でございますが、これに伴いまして、未使用の日本郵政公社が発行したエクスパック専用封筒（定形小包包装物）の払戻しを 4 月 1 日から 1 年間行うというものでございます。

エクスパックといいますのは、その下、概要と書いてございますが、平成 15 年 10 月から開始いたしました荷物のサービスでございます。額面 500 円で A4 判の書類が余裕を持って入るサイズの専用封筒を予めご購入いただきますと、そのままポストへ投函したり郵便局へ差し出すということが可能であるサービスでございました。ただし、これは荷物のサービスでございますので、信書の送達は不可とされておりました。

平成 22 年 4 月から、エクスパックと同様の封筒で信書の送達も可能なレターパックという商品が新たに創設されたことに伴いまして、エクスパックの専用封筒の販売は既に終了しております。

※のところでございますが、これは日本郵政公社、民営化前に発行した専用封筒につきましては、民営化の際の経過措置によりまして、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票という法律上の整理がされておりまして、郵便切手等に交換することは従来からできておったものでございます。

ただ、払戻しという扱いはしておらなかったものですので、今回、2 の変更理由のところでございますが、3 月末の引受け終了に伴いまして、この定形小包包装物という専用封筒が使用できなくなりますので、これによって所有者の方が被る不利益を回復するために、取扱いの廃止後、1 年間に限り払戻しに応ずるということとするものでございます。

実施予定期日は、4 月 1 日を予定しております。

次のページ、3 ページをごらんください。参考でございますが、今回ご審議いただく対象は、表の右側の民営化前に日本郵政公社が発行した専用封筒でございますが、民営化後も、郵便事業株式会社、当時の会社が発行した封筒というのがございまして、法律上の位置づけが若干異なっております。今回審議の対象といたしております日本郵政公社が発行したものは、表の右側ですが、郵便切手と同じ扱いをされておりますので、法律によって、それ自体が効力を与えられているというもので、根拠法は郵便法でございますが、一方、民営化後に郵便事業株式会社が発行した専用封筒というのは、前払式支払手段、要は、商品券とかプリペイドカードと同じ扱いを法律上はされておりまして、郵便法とは別の資金決済に関する法律というもので取扱いが定められております。

下の図でございますが、今回審議の対象の日本郵政公社が発行したものは、従来から切手等への交換はできておったものですが、今回、サービスの提供廃止に伴いま

して、1年間払戻しに応ずるということを考えているものでございます。

民営化後の郵便事業株式会社が発行した封筒というのは、資金決済に関する法律に基づきまして、60日以上のお払戻し期間を設けるということになっておりますが、今回、日本郵政公社が発行した封筒と併せて、1年間お払戻しを行うということとしているものでございます。

最後、4ページ目をごらんください。本件の審査結果でございますが、郵便法の規定に適合したものと認められることから、私どもとしては、認可することが適当であるという判断をしたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

篠崎委員、お願いします。

○篠崎委員 大変つまらない質問なんですけれども、この、例えば、どのくらい発行していて、使われなくて、お払戻しがどのくらいあるのかという大まかな額ってわかりますか。

○山崎郵便課長 お客様のお手元にありますので、正確な数値というのはないんですが、大体今までの発行数から想定すると、使われずに残っていると思われるものが9万枚台の後半ぐらい、10万枚弱ぐらいあると思われまして、500円掛けますと、全部くると5,000万円弱ぐらいかというふうに会社から聞いてございます。

○篠崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 ほかに。

○多賀谷委員 これは、要するに、1年間はお払戻しできるわけですが、1年過ぎた後でも、切手には交換できるということですね。

○山崎郵便課長 そうでございます。

○樋口分科会長 よろしいですか。

そのほかに、よろしいですか。

ほかにご意見ございませんようですので、諮問第1095号については、諮問どおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

それでは、次ですが、議事規則第9条第1項ただし書きの規定により、非公開とさせていただきますので、恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室のほどお願いいたします。

(傍聴者退室)

○樋口分科会長 それでは、諮問第1096号から1098号、「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○三浦信書便事業課長 信書便事業課長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料33-3から33-5にかけて、特定信書便事業関係についてご

説明させていただきます。

資料33-3でございます。最初が諮問書になってございます。株式会社タイムボックス外9者からということでございまして、10者の新規の許可申請がございまして、

1枚めくりますと、別紙1となりまして、特定信書便事業の許可申請の概要という資料がございまして、こちらで説明させていただきます。

今回は、以下の10者から新規の事業許可の申請がございまして、

最初、東京都品川区のタイムボックスでございます。貨物運送業をやっておられる会社ですが、関東、山梨県を中心といたしまして、提供サービスとしては、1通当たりの料金が1,000円超となる信書便物を送達する3号役務により、物流会社の本社、支店等を巡回する役務を見込んでおりまして、新年度から事業を開始したいということでございまして、

次に、三興運輸、東京都葛飾区でございます。こちらは長さ、幅及び厚さの合計が90センチを超える、または重量が4キロを超える信書便物を送達する1号役務により、官公庁の本庁・出先機関等の巡回サービスを見込んでおられます。

以下、ビーエスロジスティクス、マリンサービス等々、10事業者ございまして、今回は、バイク便、自転車便等で、信書便物が差し出されてから3時間以内に送達する、いわゆる2号役務の申請がございしません。いずれも1号役務もしくは3号役務の申請となっております。

また、2ページの表の一番下でございますが、特定非営利活動法人宗像コスモス会でございます。こちらは社会福祉事業として、官公庁の本庁・出先機関の巡回役務等を見込んでいるということでございまして、

いずれにいたしましても、官公庁の、随意契約のものもありますけれども、入札等による受注、それから、従来の顧客の要請に基づいて申請をするということでございまして、

それから、2ページの一番下、参考のところがございますが、上記の新規の申請以外に、関東物流サービス、ジェイアール西日本マルニックスから信書便管理者の選任基準の変更等に伴う信書便管理規程の変更の認可申請が上がってございまして、いずれも、後ほど説明いたします。

3ページでございます。信書便事業をしっかりとできるかどうかということで、財務関係のチェックをしてございまして、収入の部について、いずれも利用が見込まれておりまして、それぞれ年間収入が計上されているところでございまして、

それから、5ページ、6ページでございます。こちらは収支見積ということでございまして、各事業者、ごらんいただきますように、一定の営業利益が見込まれているということでございまして、

次に、8ページでございます。こちらは資金計画でございます。10者とも全額自己資金による調達ということで、資金調達についても問題ないと考えられます。

それから、9ページでございますが、引受け、配達の方法についてでございますけれども、巡回先、利用者の指定場所等での引受け、それから、対面交付、郵便受箱もしくはメール室への配達ということで、いずれも基準を満たす引受け・送達方法と考えてございまして、

事業許可の申請の概要は以上でございます。

次に別紙2の審査結果の概要ですが、計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであるか、事業の遂行上適切な計画であるか、適確に遂行する資金面等の能力を有するものであるか、それから、欠格事由に該当しないか審査しております。いずれも審査基準を満たすものとして、適当と判断してございます。

次に、資料33-4でございます。諮問の第1097号ということで、信書便約款の設定の認可でございます。新規の10者について、新たに信書便約款の設定を行うわけでございますが、これについては、諮問書をめぐりまして、別紙1の認可申請の概要にございますとおり、引受けの条件、配達の条件、その他いずれも基準を満たす約款が設定されていると考えております。別紙2が審査結果の概要でございます。引受け、配達、転送・還付等、いずれも審査基準を満たすと認められます。それから、3ページでございますが、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、これについても、審査の結果、そうした規定はみられないということで、適当であると考えてございます。

それから、資料33-5でございます。今回、2者変更がございますので、それを含めまして、全部で12者ということになります。

まず信書便管理規程の設定の認可申請について、別紙1の1ページにございますとおり、信書便管理者の選任、秘密保護に配慮した作業方法等、信書便物の取扱いについて適切に定められていると考えております。

それから、3ページの信書便管理規程の変更の認可申請ですが、関東物流サービス、ジェイアール西日本マルニックスの両者とも、信書便管理者の選任基準について、役員等を信書便管理者としていたものを、もう少し現場に近いレベルに落とす等の変更の申請でございます。それから、顧客情報の管理については、個人情報保護ガイドラインに合わせた記載内容に変更するということで、実質的な変更はございません。

別紙2-1、2-2は、設定の認可申請の審査結果の概要、それから、変更の認可申請の審査結果の概要ということで、いずれも基準を満たすものとして、適当であると考えてございます。

諮問の内容は以上でございます。

それから、参考1でございますが、現在の信書便事業への参入状況でございます。今回、新たに10者許可いただけますと、特定信書便事業者、全部で414者ということになります。役務別にみても延べ693者ということですが、1号役務が一番多いという形になります。

それから、参考2でございますが、こちらのほうは、今回新規に入ったところが赤、変更のあったところが青ということになってございます。それから、北海道の赤帽の各組合が、これは7者あったと思いますが、一旦廃止しまして、また合併した形で、申請をするということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

永峰委員。

○永峰委員 最近、2号役務への新規の参入というのが少なくなっているように思いま

す。今回はゼロですよ。この3時間以内の速配というサービスに対しての需要というのが、なくなっているんですか。ほかのところで足りるので、この信書便を使う必要がないというように見られているのでしょうか。その辺はどのように分析していらっしゃいますか。

○三浦信書便事業課長 これはもうちょっと様子を見ないとわからないと思っています。

実際には、2号で申請してもいいような場合でも、3号でやるとか、そういうケースも出てきているんですね。いろんなそのときのお客さんとの関係とかですね。最近、ただ送達するだけではなくて、セキュリティですとか、あるいは、例えば、アンケートの回答の催促状を送達して、その回答自体の送達も引き受けるとか、いろいろな工夫が出てきております。そういう意味で、2号でできるような場合でも3号でやったりとか、そういうケースも徐々に増えているというところがございます。

ただ、もう少し様子を見てみないと、丸っきりこれで2号役務が下火かなというところ、私自身はそこまでの感触は持っていないというところがございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○永峰委員 わかりました。

○樋口分科会長 そのほかにご意見。篠崎委員。

○篠崎委員 かつて、多分、このシンボルマークかなんか作りませんでしたか。

○三浦信書便事業課長 ございます。

○篠崎委員 あれはどうなりました？ 結構使われていますか。あまり見ないのですが。

○三浦信書便事業課長 特定信書便の青地に白い鳩が描かれたマークだと思いますが、特定信書便のマークの使用許諾申請というのは、こちらに申請していただくんですけども、そちらのほうは相変わらずでございます。

○篠崎委員 必ず申請しなければいけないというわけではないんですよ。この事業をするにあたって。

○三浦信書便事業課長 そうです。また、このマークについては、信書便事業者協会でも会員事業者に使ってもらうことを、協会の活動として積極的にやりたいということをお申しておりますので、まだ普及してくるのではないかと期待しております。

○篠崎委員 わかりました。

○樋口分科会長 そのほかにご質問、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等ございませんので、諮問第1096号から1098号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で用意されました議題は終了しましたが、この際、皆様方から、ここでご審議、討論すべき何かございましたら、ぜひ出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、菅委員。

○菅委員 ちょっとさかのぼってすみませんが、先ほどのエクスパックの件ですけども、資金決済法とかというのは、関わった人はわかるんですが、一般市民としてはちょ

っとわからないと思いますので、3月31日までの取扱いでは、今、郵便切手への交換ができる。交換ができるということは、手数料が発生しますよね。何円かというのが。資金決済法の4月1日からなると、無料ということですよ。払戻しということは。

○山崎郵便課長 はい、そうです。

○菅委員 そういう理解でよろしいですね。

○山崎郵便課長 そうです。

○菅委員 そうすれば、その旨を、例えば、これから、4月1日に向けてPRをなさると思うんですね。知らない人が不利益を被らないように。それと、27年3月でもって無料の交換、つまりは、払い戻すというのは終わるわけですよ。

○山崎郵便課長 はい。

○菅委員 そうすると、また手数料が発生すると。

○山崎郵便課長 切手の場合ですね。

○菅委員 ということになりますと、やはり残部を早く回収するためにも、きちんとしたPRをするときに、消費者にとってわかりやすい平易な用語でもってPRしていただければと考えております。

○山崎郵便課長 はい。

ちょっとすいません、説明が間違っていましたでしたが、日本郵政公社発行のエクスパックの専用封筒を切手に交換する場合は無料です。一般のはがきを切手とかいう場合の交換とは違って、エクスパックの専用封筒を切手に交換する場合も、現金を払い戻す場合と同様に、手数料はかからないです。

○菅委員 今も？

○山崎郵便課長 そうです。ただ、いずれにしても、取扱いが1年間で限定されていたりとか、そういうお客様に対する周知というのは必要だと思いますので、今後、会社でこの案件について周知をしていきますけれども、その際にしっかり説明をして、ご理解いただけるように、会社にも申し伝えたいと思います。

○菅委員 そうすれば、わかりました。その、普通であれば、はがきの交換とかも。

○山崎郵便課長 手数料が発生します。

○菅委員 発生しますし、それから、切手を高額切手にまとめるとか、小さく割るとかにもやっぱり発生していますよね。

○山崎郵便課長 そうでございます。

○菅委員 そういうことと、区別がわかりにくいと思うんですね。払戻しという言葉。いずれ、わかりやすいPRをお願いしたいと思います。

○山崎郵便課長 わかりました。

○樋口分科会長 よろしいですか。

そのほかに何かございますか。篠崎委員、どうぞ。

○篠崎委員 国際ボランティア貯金制度の資料で、現地アンケートの結果を出していただき、大変よかったと思います。私、たしか、かつて現地のアンケート、調査しなければいけないということを申し上げて、大変役に立ったということがわかって、よいことだと思うんですね。

これはやはりもっともっと、こういうことがよかったよということを、窓口にこうい

う資料を置くなり、インターネットだけではなくて、この事業はよかったんだということを、国民の皆さんが協力してくださってよかったんだということがもっとわかるようになるといいなと思うんですね。

私、数年前に、難民を助ける会というボランティアの団体で、やっぱりカンボジアの職業訓練なんかには視察に行ったことがあるのですが、現地の人、本当に喜んでますよね。日本にいただけではわからない、とっても助かったと喜んでくださっているんで、そういうことをやっぱりもっと、国際社会の中の日本、国民が協力できているんだということをわかるように報告したらいいなと。お願いします。

○藤野貯金保険課長 わかりました。周知のほうを工夫するよう検討したいと思います。ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 そのほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

では、事務局のほうから何かございますか。ありません？はい。

それでは、本日の会議は全て終了いたしました。

次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局から皆様にご連絡をいたしますので、その旨、よろしく願いいたします。

以上で閉会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会